

支部の計算会が始まります

日 時	場 所	支 部
2月15日(土) 午後1時半より	二瓶さん宅	伊達支部 (梁川班)
2月17日(月) 午後1時半より	飯坂学習 センター2階	飯坂支部
2月21日(金) 午前9時半 ～12時半	民商事務所	伊達支部 (保原・川俣・ 桑折)
2月24日(月) 午後1時半より	南沢又 集会所	清水
2月24日(月) 午後1時半より	菅田カラオケ 教室	信陵
2月29日(土) 午後6時より8時	成川集会所	須南・信夫
3月 1日(日) 午後1時半より	遠藤さん宅	石田班
3月 1日(日) 午後1時半より	飯坂学習セン ター(予定)	飯坂支部
3月 1日(日) 午後1時半より	大豆塚 集会所	渡利支部
3月 7日(土) 午後1時より4時	成川集会所	須南・信夫

今年の3. 13の会場のご案内

2020 年第51回

3.13 重税反対全国統一行動福島県中央集会

3月13日(金) 午前11時 福島県教育会館

2020年1月30日

福島税務署長
鈴木 晋 殿

3.13 重税反対福島県実行委員会

要 望 書

- 1 3月13日の申告書受付において、申告書を受付ける職員は一昨年と同じ6名とし、受け入れの体制も昨年同様とすること。
- 2 消費税の税率を5%に戻し、複数税率・インボイスの導入中止を国に求めること。
- 3 公的年金から特別徴収されている社会保険料について、この年金受給者を扶養する申告者の社会保険料控除として認めること。
- 4 確定申告にあたって収支内訳書の提出を強要しないこと。また収支内訳書の添付がないことを理由に受取拒否しないこと。
- 5 税務職員に「税務運営方針」を周知徹底すること。
- 6 電話による事前通知は、税務署員の本人確認もできないため、納税者の十分な理解を得られず不安を広げている。公式の書面による10項目の事前通知を行うこと。
- 7 納税者に対して確定申告の際にマイナンバー提出の義務のないことを周知すること。
- 8 税務調査にあたっては調査理由、調査範囲を明らかにすること。納税者の指名する第三者の同席を認めること。
- 9 納税者の承諾なく反面調査を行わないこと。
- 10 一部の納税者に対して、「申告内容の自己点検について」が送られている。いかにも自分の申告に誤りがあるような印象を与え、納税者に極度の不安を与えているので、今後は実施しないこと。

以上

3.13県実行委員会は、1月30日要望書を持って、税務署交渉を行いました。実行委員会は、農民連、生健会、民商から3名参加、税務署側は、三浦総務課長、宍戸課長補佐、佐藤係長の3名の参加があり、上記の要望書を提出しました。

福島民商

第837号
2020年
2月10日

発行所
F T A E X L
0 0
2 2
4 4
| |
5 5
5 5
3 3
| |
7 7
2 2
6 2
8 2

福島民主商工会
福島市丸字台十九一

全国商工
新聞付録
昭和26年
11月17日
第3種郵便物認可